

○山形村私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

平成11年4月1日

教育委員会要綱第3号

改正 平成12年4月1日教育委員会要綱第1号
平成13年4月1日教育委員会要綱第1号
平成14年4月1日教育委員会要綱第1号
平成15年4月1日教育委員会要綱第1号
平成16年4月1日教育委員会要綱第1号
平成17年4月1日教育委員会要綱第1号
平成18年4月1日教育委員会要綱第1号
平成20年4月1日教育委員会要綱第1号
平成21年4月1日教育委員会要綱第1号
平成22年4月1日教育委員会要綱第1号
平成23年4月27日教育委員会要綱第2号
平成24年4月1日教育委員会要綱第1号
平成25年4月1日教育委員会要綱第1号
平成26年4月1日教育委員会要綱第1号
平成27年4月1日教育委員会要綱第1号
平成29年4月1日教育委員会要綱第1号
平成30年5月25日教育委員会要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、幼稚園教育の振興に資するため私立幼稚園の設置者が行う入園料及び保育料（以下「保育料等」という。）の減免に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、山形村補助金交付規則（平成23年山形村規則第6号）に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(補助)

第2条 私立幼稚園就園奨励費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、村長が当該私立幼稚園の設置者に補助金を交付し、当該私立幼稚園の設置者は当該保護者に対し保育料等を減免することで、これに代えるものとする。

(補助対象及び範囲)

第3条 私立幼稚園の設置者が保育料等を減免する対象は、当該私立幼稚園に在園する3歳児、4歳児及び5歳児の保護者で、補助の範囲は別表に掲げるとおりとする。

(補助金交付申請)

第4条 補助金交付を受けようとする私立幼稚園の設置者は、次の各号に掲げる書類を村長に提出するものとする。

- (1) 山形村私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 山形村私立幼稚園就園奨励費補助金に関する事業計画書（様式第2号）
- (3) 山形村私立幼稚園保育料等減免措置に関する調書（様式第3号）に次の書類を添付する。
 - ・市町村民税の課税（非課税）証明書又は市町村民税の納税通知書（写）
 - ・生活保護世帯は、福祉事務所の生活保護受給証明書
- (4) 徴収している保育料等の額を明らかにする書類（園則等）
（補助金交付の認否及び通知）

第5条 村長は、前条の規定による書類の提出を受けたときは、補助金を交付するか否かを決定し、山形村私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定書（様式第4号）によって、当該私立幼稚園の設置者に通知するものとする。

（補助金変更申請）

第6条 前条の規定による交付決定を受けた後、補助金額を変更する必要がある場合は、山形村私立幼稚園就園奨励費補助金変更交付申請書（様式第5号）を村長に提出しなければならない。

（補助金変更交付決定）

第7条 村長は、前条の規定による変更交付申請書の提出を受けたときは、補助金の変更交付をするか否かを決定し、山形村私立幼稚園就園奨励費補助金変更交付決定書（様式第6号）によって、当該私立幼稚園の設置者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助金の交付決定を受けた当該私立幼稚園の設置者は、減免措置を完了した後、15日以内又は3月20日までのいずれか早い日までに、山形村私立幼稚園就園奨励費補助金実績報告書（様式第7号）を村長に提出するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日教育委員会要綱第1号）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日教育委員会要綱第1号）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日教育委員会要綱第1号）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日教育委員会要綱第1号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日教育委員会要綱第1号）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日教育委員会要綱第1号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日教育委員会要綱第1号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日教育委員会要綱第1号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日教育委員会要綱第1号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日教育委員会要綱第1号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月27日教育委員会要綱第2号）

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の山形村幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年4月1日教育委員会要綱第1号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（平成25年4月1日教育委員会要綱第1号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（平成26年4月1日教育委員会要綱第1号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（平成27年4月1日教育委員会要綱第1号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（平成29年4月1日教育委員会要綱第1号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（平成30年5月25日教育委員会要綱第1号）

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の山形村幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の

規定は、平成30年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

単位：円

1 階層区分ごとの補助限度額

区分			補助対象経費	補助限度額		
				第1子	第2子	第3子以降
私立	I	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、保育料の合算額	308,000		
	II	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯		272,000	308,000	
		当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯				
	III	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯		187,200	247,000	308,000
	IV	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯		62,200	185,000	308,000
上記区分以外の世帯			—	154,000	308,000	

2 階層区分ごとの多子軽減の適用条件

多子軽減の適用に関しては、第Ⅲ階層（市町村民税所得割額77,100円以下の世帯）以下の世帯については、多子計算に係る年齢制限を撤廃、第Ⅳ階層（市町村民税所得割額77,101円以上の世帯）については、従前のおり小学校3年生までの兄・姉の数に応じて、多子世帯の負担軽減を図る。多子計算に係る兄・姉については、生計を一にする者に限る。

3 ひとり親世帯等の特例

ひとり親世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯、そのほかの世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯）の子ども（以下、「ひとり親世帯等」という。）の補助限度額については、以下のとおりである。

区分		補助対象経費	補助限度額		
			第1子	第2子	第3子以降

II	当該年度に納付すべき市町村民 税が非課税となる世帯	入園料、保 育料の合算 額	308,000	
	当該年度に納付すべき市町村民 税の所得割が非課税となる世帯			
III	当該年度に納付すべき市町村民 税の所得割課税額が77,100円以 下の世帯		272,000	308,000

備考

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。
- 2 途中入園及び休園により、保育料が登園期間に応じて支払われている場合の限度額は、次の算式を参考に実態に合わせて減額して適用する。
【入園料が発生している場合】
 上記の単価×(保育料の支払い月数+3)÷15(百円未満を四捨五入)
【入園料が発生していない場合】
 上記の単価×(保育料の支払い月数)÷12(百円未満を四捨五入)
- 3 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が補助限度額を下回る場合は、当該支払い額を限度とする。
- 4 市町村民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。
- 5 外国から帰国した場合等、居住している市町村の市町村民税が課税されない場合でも、所得を把握し、課税額の仮定計算をすること。

様式第1号（第4条関係）

平成 年 月 日

山形村長 様

住所
申請者 名称 幼稚園
氏名 ㊟

平成 年度山形村私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書

次のとおり私立幼稚園就園奨励費補助金を交付されるよう申請します。

幼稚園の名称			
代表者氏名			
区分	第1子	第2子	第3子以降
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	件 円	件 円	件 円
当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	件 円	件 円	件 円
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下となる世帯	件 円	件 円	件 円
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下となる世帯	件 円	件 円	件 円
上記以外の世帯	—	件 円	件 円
合計	件 円	件 円	件 円

○添付書類

- 1 山形村私立幼稚園終演奨励費補助金に関する事業計画書
- 2 山形村私立幼稚園保育料等減免措置に関する調書（課税証明書又は納税通知書（写）を添えてください。）
- 3 入園料、保育料を明らかにする書類（園則など）

様式第2号（第4条関係）

平成 年度山形村私立幼稚園就園奨励費補助金に関する事業計画書

総括表

区分	保育料等減免措置 階層区分	3歳児	4歳児	5歳児	計 (人)	交付額 (円)
通常	生活保護世帯					
	市町村民税非課税及び 市町村民税所得割非課 税					
	市町村民税所得割課税 額 77,100 円以下					
	市町村民税所得割額 211,200 円以下					
	上記区分以外					
	計 (人)					
	交付額 (円)					
ひとり 親 世帯 等 の 特 例	生活保護世帯					
	市町村民税非課税及び 市町村民税所得割非課 税					
	市町村民税所得割課税 額 77,100 円以下					
	市町村民税所得割課税 額 211,200 円以下					
	上記区分以外					
	計 (人)					
	交付額 (円)					
合 計	生活保護世帯					
	市町村民税非課税及び 市町村民税所得割非課 税					
	市町村民税所得割課税 額 77,100 円以下					
	市町村民税所得割課税 額 211,200 円以下					
	上記区分以外					
	計 (人)					
	交付額 (円)					

平成 年度山形村私立幼稚園就園奨励費補助金に関する事業計画内訳書
 (第1子・第2子・第3子以降)

区分	保育料等減免措置 階層区分	3歳児	4歳児	5歳児	計 (人)	交付額 (円)
通常	生活保護世帯					
	市町村民税非課税及び 市町村民税所得割非課 税					
	市町村民税所得割課税 額 77,100 円以下					
	市町村民税所得割額 211,200 円以下					
	上記区分以外					
	計 (人)					
	交付額 (円)					
ひとり 親 世帯 等 の 特 例	生活保護世帯					
	市町村民税非課税及び 市町村民税所得割非課 税					
	市町村民税所得割課税 額 77,100 円以下					
	市町村民税所得割課税 額 211,200 円以下					
	上記区分以外					
	計 (人)					
	交付額 (円)					
合 計	生活保護世帯					
	市町村民税非課税及び 市町村民税所得割非課 税					
	市町村民税所得割課税 額 77,100 円以下					
	市町村民税所得割課税 額 211,200 円以下					
	上記区分以外					
	計 (人)					
	交付額 (円)					

第1子、第2子、第3子以降について、それぞれ別葉に記載してください。

様式第3号（第4条関係）

平成 年度山形村私立幼稚園保育料等減免措置に関する調書

平成 年 月 日作成

①在園児の氏名 男・女 平成 年 月 日生 満 歳 年少・年中・年長		②在園幼稚園名		
③在園状況 ・入園式の日から在園 ・ 月 日入園 異動月の保育料 円				
④園児の属する世帯の状況（平成 年 月 日現在）				
氏 名	生年月日 （満年齢）	続柄	市町村民税均等 割額	市町村民税所得割 額
	年 月 日生 （ 歳）			
	年 月 日生 （ 歳）			
	年 月 日生 （ 歳）			
	年 月 日生 （ 歳）			
	年 月 日生 （ 歳）			
	年 月 日生 （ 歳）			
	年 月 日生 （ 歳）			
本調書に関し、同一世帯の家族全員の市町村民税課税額の確認については、園児就園期間中、課税台帳により行うことに同意します。				
⑤保護者 住所 氏名		Ⓧ		
上記の者は、当幼稚園の在園児であることを証明します。				
山形村長 様		平成 年 月 日 幼稚園長 Ⓧ		

備考

「園児の属する世帯の状況」欄には、園児と生計を共にする者を記入してください。

様式第4号（第5条関係）

山形村私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定書

指令第 号
平成 年 月 日

住所
名称 幼稚園
氏名 様

山形村長 ㊟

平成 年 月 日付けで申請のありました平成 年度山形村私立幼稚園就園奨励費補助金について次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

区 分	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	件 円	件 円	件 円
当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	件 円	件 円	件 円
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が 77,100 円以下となる世帯	件 円	件 円	件 円
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が 211,200 円以下となる世帯	件 円	件 円	件 円
上記以外の世帯	—	件 円	件 円
合計	件 円	件 円	件 円

様式第5号（第6条関係）

平成 年 月 日

山形村長 様

住所

申請者名称

幼稚園

氏名

㊟

平成 年度山形村私立幼稚園就園奨励費補助金変更交付申請書

平成 年 月 日付け 指令第 号で交付決定のありました平成 年度山形村私立幼稚園就園奨励費補助金の変更について、下記の通り申請します。

記

1 補助金変更交付申請額

内 訳	前回交付決定額	増減額	今回申請額
	円	円	円

(変更前)

区 分	第1子	第2子	第3子以降
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	件 円	件 円	件 円
当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	件 円	件 円	件 円
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が 77,100 円以下となる世帯	件 円	件 円	件 円
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が 211,200 円以下となる世帯	件 円	件 円	件 円
上記以外の世帯	—	件 円	件 円
合計	件 円	件 円	件 円

(変更後)

区 分	第1子	第2子	第3子以降
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	件 円	件 円	件 円
当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	件 円	件 円	件 円
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が 77,100 円以下となる世帯	件 円	件 円	件 円
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が 211,200 円以下となる世帯	件 円	件 円	件 円
上記以外の世帯	—	件 円	件 円
合計	件 円	件 円	件 円

2 添付書類

- (1) 山形村私立幼稚園就園奨励費補助金に関する事業計画書
- (2) 山形村私立幼稚園保育料等減免措置に関する調書

様式第6号（第7条関係）

山形村私立幼稚園就園奨励費補助金変更交付決定書

指令第 号
平成 年 月 日

住所
名称 幼稚園
氏名 様

山形村長 ㊟

平成 年 月 日付けで申請のありました平成 年度山形村私立幼稚園就園奨励費補助金の変更について、次のとおり変更交付することに決定しましたので通知します。

区 分	前回交付決定額	変更後の交付決定額	増減額
	円	円	円

(変更前)

区 分	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	件 円	件 円	件 円
当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	件 円	件 円	件 円
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が 77,100 円以下となる世帯	件 円	件 円	件 円
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が 211,200 円以下となる世帯	件 円	件 円	件 円
上記以外の世帯	—	件 円	件 円
合計	件 円	件 円	件 円

(変更後)

区 分	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	件 円	件 円	件 円
当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	件 円	件 円	件 円
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が 77,100 円以下となる世帯	件 円	件 円	件 円
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が 211,200 円以下となる世帯	件 円	件 円	件 円
上記以外の世帯	—	件 円	件 円
合計	件 円	件 円	件 円

様式第7号（第8条関係）

平成 年度山形村私立幼稚園就園奨励費補助金実績報告書

平成 年 月 日

山形村長 様

住所
名称 幼稚園
氏名 ㊟

山形村私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第 条に基づく補助事業実績を下記のとおり報告します。

記

総括表

区分	保育料等減免措置 階層区分	3歳児	4歳児	5歳児	計 (人)	補助対 象経費	補助金交 付決定額	不用額
通常	生活保護世帯							
	市町村民税非課税及 び市町村民税所得割 非課税							
	市町村民税所得割課 税額 77,100 円以下							
	市町村民税所得割額 211,200 円以下							
	上記区分以外							
	計 (人)							
ひとり 親 世 帯 等 の 特 例	生活保護世帯							
	市町村民税非課税及 び市町村民税所得割 非課税							
	市町村民税所得割課 税額 77,100 円以下							
	市町村民税所得割額 211,200 円以下							
	上記区分以外							
	計 (人)							

合計	生活保護世帯							
	市町村民税非課税及 び市町村民税所得割 非課税							
	市町村民税所得割課 税額 77,100 円以下							
	市町村民税所得割額 211,200 円以下							
	上記区分以外							
	計 (人)							

平成 年度山形村私立幼稚園就園奨励費補助金実績報告内訳書
 (第1子・第2子・第3子以降)

区分	保育料等減免措置 階層区分	3歳児	4歳児	5歳児	計 (人)	補助対 象経費	補助金交 付決定額	不用額
通常	生活保護世帯							
	市町村民税非課税及 び市町村民税所得割 非課税							
	市町村民税所得割課 税額 77,100 円以下							
	市町村民税所得割額 211,200 円以下							
	上記区分以外							
	計 (人)							
ひとり 親 世 帯 等 の 特 例	生活保護世帯							
	市町村民税非課税及 び市町村民税所得割 非課税							
	市町村民税所得割課 税額 77,100 円以下							
	市町村民税所得割額 211,200 円以下							
	上記区分以外							
	計 (人)							
合計	生活保護世帯							
	市町村民税非課税及 び市町村民税所得割 非課税							
	市町村民税所得割課 税額 77,100 円以下							
	市町村民税所得割額 211,200 円以下							
	上記区分以外							
	計 (人)							

第1子、第2子、第3子以降について、それぞれ別葉に記載してください。